

令和4年度

第1回豊山町青少年育成会議

日時 令和4年7月4日（月）午後2時

場所 豊山町役場 会議室3・4

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

次 第

1 委嘱状の交付

2 あいさつ

3 委員長及び副委員長の選出

4 議題

(1) 令和3年度豊山町青少年育成会議事業報告について

(2) 令和4年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画
について（案）

(3) 令和4年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案）

(4) 啓発メッセージについて

目次

議題（１）令和３年度豊山町青少年育成会議事業報告について	1
議題（２）令和４年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案）	4
議題（３）令和４年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案）	9
議題（４）啓発メッセージについて（青少年非行防止啓発活動事業）	14
豊山町青少年育成会議委員名簿（令和４年度）	15
豊山町青少年育成会議設置要綱.....	16

議題（１）令和３年度豊山町青少年育成会議事業報告について

1 豊山町青少年育成会議の開催

月日	開催方法	内容
7月初旬	書面審議	(1) 令和２年度豊山町青少年育成会議事業報告について (2) 令和３年度青少年健全育成巡回指導（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案） (3) 令和３年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案） (4) 啓発メッセージについて

2 青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業

(1) 合同街頭指導、巡回ルート

ア 合同街頭指導

アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店

イ 巡回ルート

経路①【北ルート】

役場（集合） ⇒ 新栄小学校周辺（ファミリーマート豊山和合店含む）
⇒ 中稲児童遊園（日吉神社） ⇒ ローソン豊山町青山店
⇒ セブンイレブン豊山町青山店 ⇒ 神明公園 ⇒ 八剣神社
⇒ 社会教育センター（館内・周辺） ⇒ 役場（解散）

経路②【南ルート】

役場（集合） ⇒ セブンイレブン豊山町役場東店
⇒ ファミリーマート豊山中之町店 ⇒ 豊山小学校周辺
⇒ 豊山中学校・しいの木周辺 ⇒ 伊勢山スポーツ広場 ⇒ 青塚山古墳
⇒ 志水ふれあい広場 ⇒ ローソン豊山町豊場店
⇒ 社会教育センター（館内・周辺） ⇒ 役場（解散）

経路③【アピタ名古屋空港店】

役場（集合） ⇒ アピタ名古屋空港店 ⇒ 役場（解散）

(2) 結果報告

① 合同街頭指導（夏季）

構成団体区分	実施期日
少年補導委員、豊山小学校（P T A）、 新栄小学校（P T A） ○参加 9 人	7月20日（火）午後4時 アピタ名古屋空港店
豊山中学校、志水小学校 ○参加 3 人	8月23日（月）午後4時 アピタ名古屋空港店

② 合同街頭指導（冬季）

構成団体区分	実施期日
豊山小学校、新栄小学校（P T A） ○参加 6 人	12月23日（木）午後4時 アピタ名古屋空港店
豊山中学校、志水小学校 ○参加 5 人	1月11日（火）午後4時 ヨシヅヤ豊山店

【指導内容】

「標語入りの個包装の不織布マスク」と「啓発品」を配布した。

③ 巡回指導（夏季）

班	構成団体区分	実施期日	指導結果
1	子ども会連絡協議会 ○参加 1 人	7月27日（火）午後7時 経路①	特に、指導すべき状況はなかった。
2	社会福祉協議会 更生保護女性会 ○参加 2 人	7月28日（水）午後7時 経路②	特に、指導すべき状況はなかった。
3		とよやまDEないと	中止
4	スポーツ少年団指導者 防犯協会 ○参加 2 人	8月24日（火）午後7時 経路③	特に、指導すべき状況はなかった。
5	保護司会 ○参加 1 人	8月25日（水）午後7時 経路①	特に、指導すべき状況はなかった。

④ 巡回指導（冬季）

班	構成団体区分	実施期日	指導結果
1	子ども会連絡協議会 ○参加1人	12月24日（金）午後6時 経路②	特に、指導すべき状況はなかった。
2	更生保護女性会 社会福祉協議会 ○参加2人	12月25日（土）午後6時 経路③	特に、指導すべき状況はなかった。
4	防犯協会 スポーツ少年団指導者 ○参加2人	1月12日（水）午後6時 経路①	特に、指導すべき状況はなかった。
5	保護司会 ○参加1人	1月14日（金）午後6時 経路②	特に、指導すべき状況はなかった。

3 総括

青少年育成会議によるアピタ名古屋空港店、ヨシヅヤテラス豊山店での合同街頭指導や町内の巡回指導がほぼ定着・浸透してきている。

巡回指導では、子どもたちが集まりそうな神明公園、コンビニなどを中心に巡回すること及び小中学校の生徒から標語の募集を行い、そのうちの代表作品を巡回指導時の啓発メッセージに活用することにより啓発の効果を高めた。

また、新型コロナウイルス感染防止策として、合同街頭指導でのマスク・ゴム手袋の着用、巡回指導の参加人数制限等を実施し、啓発を行った。

なお、合同街頭指導で配布する啓発品には、標語ではなく現状の課題を取り上げたチラシを添付することも検討していく。

議題（２）令和４年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案）

1 概要

令和３年度に引き続き、青少年育成会議の事業として、青少年の健全育成を目指し、広く町民の総意を集結し、青少年の集まりそうな町内の各所を巡回する。

2 巡回場所

町内（小中学校、公共施設周辺、コンビニ）、アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店

3 巡回ルート（案）

（１）合同街頭指導

アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店

（２）巡回指導

経路①【北ルート】

役場（集合） ⇒ 新栄小学校周辺（ファミリーマート豊山和合店含む）
⇒ 中稲児童遊園（日吉神社） ⇒ ローソン豊山町青山店
⇒ セブンイレブン豊山町青山店 ⇒ 神明公園 ⇒ 八剣神社
⇒ 社会教育センター（館内・周辺） ⇒ 役場（解散）

経路②【南ルート】

役場（集合） ⇒ ファミリーマート豊山中之町店 ⇒ 豊山小学校周辺
⇒ 豊山中学校・しいの木周辺 ⇒ 伊勢山スポーツ広場 ⇒ 青塚山古墳
⇒ 志水ふれあい広場 ⇒ ローソン豊山町豊場店
⇒ 社会教育センター（館内・周辺） ⇒ 役場（解散）

経路③【アピタ名古屋空港店】

役場（集合） ⇒ アピタ名古屋空港店 ⇒ 役場（解散）

夏祭り（とよやまDEないと）【神明公園】

4 方法

(1) 共通

青少年育成会議委員を班に分け、専用の帽子、腕章を着用し、巡回指導する。

(2) 合同街頭指導

下記の啓発チラシ入りの啓発品（ポケットティッシュ）を配布する。

指導時は「のぼり」を設置し、啓発及び青少年育成会議の認知度を高める。

■啓発チラシ（A4）の目的

民法の改正に伴い、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたほか、18歳以上の成年は保護者の同意なしに契約などができるようになった。

今回の改正により、社会経験に乏しく、保護者による保護がなくなったばかりの成人が安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がある。

そのようなトラブルを未然に防ぐため、18歳で成年になる若者に対し注意することをチラシにより啓発を行う。

点線の枠がポケットティッシュの見出しになるようA4チラシを8つ折りにする

18歳を迎える君に 注意してほしいこと

～成年年齢が18歳に～

成年…?



豊山町青少年育成会議



社会への扉



18歳を迎える君へ



令和4年4月1日から成年年齢が18歳になりました

成年年齢が18歳になった
ことで何が変わるの？



18歳（成年）からできること

- ・親の同意なしの契約
- ・10年有効パスポートの取得
- ・国家資格の取得 など



20歳までできないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・公営ギャンブル
- ※競馬、競輪、競艇 など



契約するとき気を付ける
ことは何か？



「契約」には十分な注意を！

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」で取り消すことができます。しかし、成年（18歳）に達すると自分一人で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。そうしたトラブルに合わないためには、契約に関する知識を学び、様々なルールを知ることが重要です。

問合せ：豊山町青少年育成会議事務局（豊山町教育委員会事務局生涯学習課） TEL 0568-28-0396

(3) 巡回指導

①巡回1、2、4、5班

広報車で下記の啓発メッセージを宣伝しながら各ルートを巡回する。

＜令和4年度の啓発メッセージ（案）＞ ※詳細は議題（4）で説明
こちらは、豊山町青少年育成会議です。
ただいま、地域で子どもの成長を見守り、育てていく環境を作り上げる
ため、巡回しています。ご協力をお願い致します。
「○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○（標語）」

①巡回3班

とよやまDEないと会場（神明公園）内を巡回する。

5 日程 ※詳細はP7参照

(1) 夏季 7月中旬から8月下旬に実施

- ① 合同街頭指導 2回 午後4時から
- ② 巡回指導 4回 午後7時から

(2) 夏祭りの巡回指導

- ① とよやまDEないと 8月27日（土） 午後6時から

(3) 冬季 12月下旬から翌年1月中旬に実施

- ① 合同街頭指導 2回 午後4時から
- ② 巡回指導 4回 午後6時から

6 新型コロナウイルスの感染防止対策について

(1) 共通

- ・マスクを着用する。（各自ご用意ください。）
- ・各自検温を行い、体調が悪い場合は欠席する。欠席の場合は生涯学習課へ連絡する。

(2) 合同街頭指導

- ・参加者は最低1mの間隔をあける。

(3) 巡回指導

- ・巡回人数は事務局をいれて3人とする。
（各団体1人までの参加にしてください。）
- ・巡回時は窓を開け換気を行う。

豊山町教育委員会事務局
生涯学習課（浅野・丹羽）
TEL：0568-28-0396
FAX：0568-29-1177

7 令和4年度青少年健全育成巡回指導の各団体割り振り（案）

	構成団体	夏季	冬季
合同街頭指導	少年補導委員 豊山小学校 豊山小学校PTA 新栄小学校 新栄小学校PTA	アピタ名古屋空港店 7月15日（金） 午後4時～4時20分頃 （現地集合）	ヨシヅヤ豊山店 12月22日（木） 午後4時～4時20分頃 （現地集合）
	保育園父母の会 豊山中学校 豊山中学校PTA 志水小学校 志水小学校PTA	ヨシヅヤ豊山店 8月22日（月） 午後4時～4時20分頃 （現地集合）	アピタ名古屋空港店 1月10日（火） 午後4時～4時20分頃 （現地集合）
巡回1班	子ども会連絡協議会 民生委員協議会	経路① 7月25日（月） 午後7時～8時頃 （役場集合）	経路② 12月24日（土） 午後6時～7時頃 （役場集合）
巡回2班	社会福祉協議会 更生保護女性会	経路② 7月26日（火） 午後7時～8時頃 （役場集合）	経路③ 12月25日（日） 午後6時～7時頃 （役場集合）
巡回3班 （夏祭り）	豊山中学校・PTA 豊山小学校・PTA 新栄小学校・PTA 志水小学校・PTA	とよやまDEないと （神明公園） 8月27日（土） 午後6時～7時頃 ※集合場所の詳細については後日連絡します。	
巡回4班	スポーツ少年団指導者 防犯協会	経路③ 8月23日（火） 午後7時～8時頃 （役場集合）	経路① 1月11日（水） 午後6時～7時頃 （役場集合）
巡回5班	保護司会 自主パトロール	経路① 8月26日（金） 午後7時～8時頃 （役場集合）	経路② 1月12日（木） 午後6時～7時頃 （役場集合）

8 令和4年度青少年健全育成巡回指導等の日程の考え方

	夏季	考え方	冬季	考え方
合同街頭指導	アピタ名古屋空港店 7月15日(金) 午後4時～4時 20分頃	終業式又は終業式 周辺日に設定。R4 は15日とする。 終業式：7月20日	ヨシヅヤ豊山店 12月22日(木) 午後4時～4時 20分頃	終業式又は終業式 周辺日に設定。R4 は22日とする。 終業式：12月23 日
	ヨシヅヤ豊山店 8月22日(月) 午後4時～4時20分 頃	8月出校日に併せ て設定。R4は8月 出校日が各校異な るため、出校日が2 校重複する22日 とする。	アピタ名古屋空港 店 1月10日(火) 午後4時～4時 20分頃	始業式後の3連休 後に設定。
巡回1班	経路① 7月25日(月) 午後7時～8時頃	夏休み最初の月曜 日に設定。	経路② 12月24日(土) 午後6時～7時頃	クリスマスイブ・ク リスマスに遊びに 行く子供に目を配 ることで事故を未 然に防ぐため、 24日、25日に 設定。
巡回2班	経路② 7月26日(火) 午後7時～8時頃	夏休み最初の火曜 日に設定。	経路③ 12月25日(日) 午後6時～7時頃	
巡回3班 (夏祭り)	とよやまDEないと (神明公園) 午後6時～7時頃	とよやまDEないと 開催日に設定。		
巡回4班	経路③ 8月23日(火) 午後7時～8時頃	8月出校日後の火 曜日に設定。R4は 8月出校日が各校 異なるため、2校重 複する出校日後の 火曜日である23 日とする。	経路① 1月11日(水) 午後6時～7時頃	始業式後の水曜日 に設定。 始業式：1月6日
巡回5班	経路① 8月26日(金) 午後7時～8時頃	8月出校日後の金 曜日に設定。R4は 8月出校日が各校 異なるため、2校重 複する出校日後の 金曜日である26 日とする。	経路② 1月12日(木) 午後6時～7時頃	始業式後の木曜日 に設定。 始業式：1月6日

議題（3）令和4年度各団体による青少年育成活動事業計画について （案）

1 親子のふれあい活動推進事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山小学校	5月～3月 (年10回)	なかよし読書会	児童・保護者	読み聞かせ
	6月16日 11月10日	リサイクル活動	全児童・ PTAふれあい委員	廃品回収
	6月23日 1月12日	花いっぱい運動	児童園芸委員 PTAふれあい委員	花苗植栽
	2月7日	親子ふれあい授業	児童・保護者	『授業参観デー』において、親子がふれあいながら授業の実施
	未定	親子ふれあい給食(1年)	児童、保護者	給食・食育
新栄小学校	6月25日 10月1日 1月14日	資源回収 地域清掃	児童・保護者	古紙等の資源回収 公園のごみ拾い、除草活動
	未定	ふれあい給食	一年生児童 一年生保護者	親子ふれあい給食
	9月29日	学校公開日	児童・保護者	親子ふれあい授業
志水小学校	9月14日	親子ふれあい除草	児童・保護者	除草作業
	未定	親子ふれあい給食 (1・4年)	児童・保護者	給食
	6月21日 7月11日 12月7日 2月14日	どんぐり読書会	児童・保護者	読み聞かせ
	10月1日	鍛歩々会	児童・保護者・ 教員70人	歩け歩け運動
子ども会	6月11日	ドッジボール・七夕 飾り交流会	児童・保護者	ドッジボール、七夕 飾り
	7月中旬～8 月末	塗り絵企画	児童	塗り絵、モザイクア ート
	1月14日	茶話会	児童・保護者	座談会
	3月11日	子どもの集い	児童・保護者	演劇等

2 青少年健全育成巡回指導事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山中学校	夏季休業中	巡回指導	教員 20 人	地域の巡回
	冬期休業中	街頭指導	教員・PTA4 人	地域の巡回
	8 月 22 日 1 月 10 日	合同街頭指導	PTA・教員	アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店で啓発品配布
	8 月 27 日	巡回指導（3 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
豊山小学校	夏季休業中 冬期休業中	学校 PTA 街頭指導	教員・PTA 1 回に 5 名程度	町内の公園、公共施設等のパトロール、児童への声かけ
	7 月 15 日 12 月 22 日	合同街頭指導	PTA・教員	アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店で啓発資料等配布
	8 月 27 日	巡回指導（3 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
新栄小学校	夏季休業中 (土・日は除く)	愛のパトロール (PTA)	PTA	各字ごとに 2 名ほどで PTA による字内の巡回指導
	随時	巡回指導	教員	校区内巡回指導
	7 月 15 日 12 月 22 日	合同街頭指導	PTA・教員	アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店で啓発資料等配布
	8 月 27 日	巡回指導（3 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
志水小学校	夏季休業中	愛のパトロール (PTA)	PTA	地域の巡回
	夏季休業中	愛のパトロール（教職員）	教職員	地域の巡回
	随時	巡回指導	教職員	地域の巡回
	8 月 27 日	巡回指導（3 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
	8 月 22 日 1 月 10 日	合同街頭指導	PTA・教員	アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店で啓発品配布

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
更生 女性 保護 会	7月7日	社会を明るくする 運動啓発活動	8人	第72回社会を明るくする西春日井保護区東部地区パレードにおいて、アピタ名古屋空港店でティッシュなどの啓発品を配布し、運動内容を啓発する活動に協力していく。
司保 会護			3人参加	
民生 委員 協議 会			全員参加	
司保 会護	7月12日	非行防止懇談会	豊山中学校生徒	非行防止について懇談会を開く。
少年 補導 委員	7,8,12,1月 を除く毎第 1木曜日	町内巡回	5人	公園や学校周辺のパトロール
	7月15日 12月22日	合同街頭指導		アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山店で啓発品配布

3 青少年非行防止啓発活動事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山中学校	6月	非行防止標語の募集	生徒	標語の募集に参加
	7月12日	薬物乱用防止教室	生徒・教員	講演会
豊山小学校	6月	非行防止標語の募集	児童	標語の募集に参加
	11月11日	薬物乱用防止教室	6年生68人・保護者	講演会
新栄小学校	6月	非行防止標語の募集	児童	標語の募集に参加
	12月	薬物乱用防止教室	6年生	講演会
志水小学校	6月	非行防止標語の募集	児童	標語の募集に参加
	12月	薬物乱用防止教室	6年生	講演会
更生保護 女性会	7月10日	非行防止及び 人権啓発活動	8人	アピタ名古屋 空港店で啓発
少年補導 委員	通年	校門前朝のあいさつ運動	5人	各校校門前で朝の あいさつ

4 その他青少年健全育成に関する事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
中豊山 学校	2 学期	スマホ・ケータイ安 全教室	生徒・保護者・教 員	情報モラルについ ての研修
	1・2 学期	思春期教室	生徒・保護者・教 員	講演会
小豊山 学校	未定	スマホ・ケータイ安 全教室	5 年生 59 人 保護者	情報モラルについ ての研修
小新栄 学校	9 月 29 日	スマホ・ケータイ安 全教室	5 年生 57 人 6 年生 59 人 保護者	情報モラルについ ての研修
小志水 学校	2 学期	スマホ・ケータイ安 全教室	3 年生 48 人 4 年生 42 人 5 年生 44 人 6 年生 56 人	情報モラルについ ての研修
防 犯 協 会	10 月	安心安全なまちづ くり街頭啓発活動	会員約 25 人	アピタ名古屋空港 店で啓発品の配布 犯罪被害防止の啓 発活動
	毎週水曜日	青色防犯パトロー ル	会員 2～3 人	青パト車によるパ トロール
口自 主 パ 隊 ト	毎月第 1、4 金曜日	夜間防犯パトロー ル	会員各自	歩行によるパトロ ール
	随時	昼夜防犯パトロー ル	会員 2～4 人	青パト車によるパ トロール

議題（４）啓発メッセージについて（青少年非行防止啓発活動事業）

1 主旨

豊山町青少年育成会設置要綱第2条（3）に基づき、各小中学校生徒から標語の募集を行い、青少年の健全育成を図る。

2 標語

豊山町小中学校生徒指導推進協議会において各小中学校生徒から標語の募集を行い、下記8作品（各学校2作品）が代表作品として選出された。

これらの標語8作品については、豊山町青少年育成会議の目的に合致することから、青少年健全育成巡回指導（夏季・冬季パトロール）事業に使用する。

■選出作品

No.	標語 ※各学校2点選出	児童生徒名	学校名
1	こっち見て スマホじゃなくて 私の顔	堤 麻衣	豊山小
2	あいさつの 愛で広がる 笑顔の輪	山口 希空	豊山小
3	普段から ニコニコ笑顔 友を呼ぶ	河西 拓海	新栄小
4	ありがとう 笑顔こぼれる 合言葉	松岡 花芽	新栄小
5	マスクでも わらいあえば 心はつたわる	小塚 知穂	志水小
6	リビングは 笑顔あふれる いこいの場	稲葉 大河	志水小
7	友達と 楽しく話そう 携帯置いて	兼松 咲良	豊山中
8	夜ご飯 今日のできごと 発表会	河野 柚衣	豊山中

3 使用方法

令和4年度の啓発メッセージに標語8作品をそれぞれ使用する。

こちらは、豊山町青少年育成会議です。
ただいま、地域で子どもの成長を見守り、育てていく環境を作り上げるため、巡回しています。
ご協力をお願いいたします。
「○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○（標語）」

豊山町青少年育成会議委員名簿（令和4年度）

◎：委員長　○：副委員長

No.	氏名	所属	No.	氏名	所属
1	安藤 春一	少年補導委員代表	10	田中 佳奈子	保育園父母の会会長
2	水野 友之	保護司会代表	11	篠田 弘男	豊山中学校長
3	岡島 清隆	民生委員協議会会長	12	千田 秀樹	豊山小学校長
4	池山 和徳	社会福祉協議会会長	13	松永 千鶴	新栄小学校長
5	高栞 峯夫	防犯協会会長	14	近藤 良江	志水小学校長
6	渡邊 勝利	子ども会連絡協議会会長	15	木野 太一	豊山中学校 PTA会長
7	柴田 つたゑ	更生保護女性会会長	16	荒尾 竜也	豊山小学校 PTA会長
8	坪井 純一	スポーツ少年団 本部代表	17	横田 康宜	新栄小学校 PTA会長
9	岡島 政信	豊山自主パトロール隊代表	18	加納 英作	志水小学校 PTA会長

小中学校生徒指導推進協議会

<任期> 令和4年4月1日～令和6年3月31日

<設置根拠> 豊山町青少年育成会議設置要綱 任期：2年

豊山町青少年育成会議設置要綱

平成14年3月25日 教委規程第4号

(目的)

第1条 この要綱は、豊山町に青少年の指導及び育成に関し広く町民の総意を結集し、町の施策を適切に実施するため、豊山町青少年育成会議（以下「会議」という。）を設置し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 親子のふれあい活動推進事業
- (2) 青少年健全育成巡回指導事業
- (3) 青少年非行防止啓発活動事業
- (4) その他青少年健全育成に関する事業

(組織)

第3条 豊山町青少年育成会議の委員（以下「委員」という。）は、この会議の目的に賛同する青少年育成機関、団体、町民等をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報償費)

第7条 委員の報償費は、予算の範囲内において定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(秘密保持)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日教委規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。